

File.38

【静岡県発】



つばうち し
坪内 志のぶ

司法書士

家族信託専門士

司法書士さくらリーガルパートナー 所長
2007（平成 19）年司法書士試験合格。2009（平成 21）年静岡県静岡市で開業。

現在は、司法書士行政書士の総合事務所として、ワンストップサービスを提供している。

登記業務のほか、相続や成年後見業務も多数受任しており、地域の頼れる専門家となるべく日々研鑽している。

1 家族信託との出会い

2009年に司法書士事務所を開業し、現在12年目になります。

開業以来、登記業務が中心でしたが、女性で親しみやすいと思ってもらえているのか、成年後見業務の依頼も多数あり、受任してきました。その中で、相続対策や認知症対策として、これまでは遺言や任意後見制度などの紹介だけに留まっていたのが、家族信託という全く異なる選択肢があることを知りました。

平成18（2006）年の信託法改正に伴い、民事信託が使いやすくなりましたが、私は詳しく勉強することもなく過ごしてきたため、家族信託の仕組みを具体的に使っていきたいと考え始めたのは、今から5年ほど前からです。

遺言や成年後見制度では実現できない対策の可能性があるのであれば、専門家としてその選択肢を示すことができないのは依頼者に対し不誠実であると思い、家族信託の勉強を始めました。そして、一般社団法人家族信託普及協会（以下、「協会」）の研修を知り、参加しました。

私は、静岡県在住で、まだ小さな子供

がいることもあり、頻繁に地元を離れて研修を受けに行くことはできません。協会の研修は、WEB動画による受講と、研修に出向くのは2日間のみなので助かりました。また依頼者への家族信託の紹介ツールも多数用意されていて、学習だけでなく、顧客への情報発信をする際に非常に助かりました。

2 家族信託の受任

最初は、保険会社の方のライフプランニングに同行し、生前対策となる保険や遺言、任意後見制度などを提案していました。この頃、既に協会の家族信託専門士の研修は受けていましたが、実際に家族信託につなげることに少し躊躇していたところもあり、積極的には提案してきませんでした。しかし、話を聞いていく中で、高齢の親が認知症になり、老朽化したマンション管理や預金管理などの財産管理が円滑にできなくなることへの不安があることがわかり、それであれば家族信託が最も適した方法だと確信が持てたので、保険会社の方の協力もあり、家族信託の受任に至りました。結果、相談者と生命保険会社の方の両方に喜んでもらったのが、最初の体験でした。

以来、私が受任しているほとんどの信託案件は、認知症対策を目的とするものです。

静岡ではまだまだ家族信託の相談を受けられる専門家が少ないせいか、ホームページを見て問合せをもらうというケースが多くあります。

今、私が特に力を入れていることは、地元の不動産会社や税理士事務所を相手にした家族信託の勉強会です。

不動産会社や税理士事務所では、「家族信託には興味を持っているけれど、詳しい仕組みまではわからず、顧客に家族信託の提案をどうやってしたらよいのかわからない」という話をよく聞きます。実際、不動産を多く持つ地主の子息が、今後の不動産管理に不安を感じている等の例が多いようです。勉強会では、彼らの顧客である地主一家の悩みに寄り添うために、家族信託は絶好のツールであること、そして適切なタイミングで提案することが非常に大切であることを伝えています。

こうした勉強会を通じて多くの実務家に理解してもらい、積極的に家族信託を利用してもらうことによって、より具体的な相談を受けるようになってきました。

このような活動の結果、現状の受任経路は、ホームページや登記案件を通じての直接相談と、不動産会社や税理士事務所などからの紹介で半々くらいになっています。当事務所では、家族信託を組成できる人間が私しかいないため、一度に多数の受任は難しいのですが、スタート当初と比べると、確実に扱う案件は増えてきています。

3 今後の課題

一方で、課題もあります。相談があっても、既に親世代の認知症が進んでおり、もはや家族信託を組成できないというケースが一定割合であります。せっかく相談に来られても、何もできずに相談者を帰してしまうたびに、もう少し早く私たち専門家が、家族信託を含めた対策についての情報発信を頻繁にしていれば

…と痛感します。

特に、障害のある子を持つ家庭において、その子が亡くなった後の財産について、国庫に帰属することを望まず、お世話になった方々にしっかりとお礼をしていきたい、という希望がある場合、高齢の親御さんにこの仕組みを理解してもらうのは、かなり難しいこともあります。だからこそ、少しでも早いタイミングで、こうした選択肢があることをしっかりと情報発信し、対策に取り組んでもらえるよう努めていきたいと考えています。

家族信託は、知れば知るほど難しく、組成には細心の注意が必要です。しかし、この知識をしっかりと自分のものによって、多くの方が救われるのだと思い、今後もしっかりと勉強し、取り組んでいきたいと考えています。

